Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 131 2015年07月31日

台湾　商標法施行細則部分改正条文（和訳）

記

台湾商標法施行細則の部分改正については「Vol.130 2015 年 7 月 1 日」で対照表を添えてご案内しましたが、2015 年 7 月 13 日付で以下の通り公布・施行されました。

2015 年 07 月 13 日改正公布・施行

（経智字第 10404603220 号）

商標法施行細則第４条、第２７条、第３６条
改正条文（和訳）

第４条　本法及び本細則が規定する提出すべき証明書類については、原本又は正本で提出しなければならない。但し、次に掲げる事情の１つに該当するときは、写本で代用することができる。

① 原本又は正本が既に商標責任官庁に提出済であり、且つ該提出済書類に付与された番号を明記しているとき。

② 当事者は提出した写本が原本又は正本と相異ないことを釈明したとき。商標責任官庁は写本の真実性を確認する必要が認めるときは、当事者に原本或いは正本を提示してもらい、相違ないことを照合し、返却する。

第２７条　商標の登録出願を分割申請するときは、申請書を以って分割の件数及び分割後の各商標の指定商品又はサービスを明記しなければならない。

２．分割後の各商標登録出願案件の指定商品又はサービスが重なることは認められない。且つ原出願が指定する商品又はサービスの範囲を超えてはならない。

Inserted Text is here.

３．公告決定となったが登録公告前に分割申請をするときは、商標責任官庁は出願人が登録料納付して商標登録公告に進んでから、商標権の分割を行わなければならない。

第３６条　商標権を分割請求するときは、第２７条第１項及び第２項の規定を準用し、且つ分割件数毎に分割申請書の副本を添付して提出しなければならない。

２．商標権の分割請求が許可されたときは、商標責任官庁は分割後の商標毎に商標登録証を発行しなければならない。

以上

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。